【建築物】中間検査・完了検査にかかる電子申請の流れについて

（手数料等を**納入通知書**により納付する場合）

● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

※下記フローについては、建築基準法第7条第1項及び第７条の３第１項に規定する検査の申請及び法第18条第16項及び19項に規定する通知について適用します。

※申請にあたっては、提出書類に修正がないように事前に整える必要があります。

|  |  |
| --- | --- |
| 申請者（代理者） | 大阪府 |
| **申請日**は工事を完了した日から**４日以内**です。検査済証の受取（郵送（簡易書留）又は窓口受け取り）納入通知書の受取（窓口or郵送）手数料納付手数料・郵送料の納付検査日前日の15時～　検査時間確認の電話検査日時の調整検査検査済証の受取大阪府行政オンラインシステムで申請を行うシステム入力※１（必要書類に申請日を記載のうえ、必要書類①～⑤を添付）必要書類①完了検査申請書、中間検査申請書、工事完了通知書又は特定工事終了通知書②委任状（代理者による場合）③工事監理報告書④手数料、郵送料確認書⑤その他受付時に提出が必要な書類 | ・必要書類（①～⑤）の内容確認※2・受付日、検査日の確認検査済証　交付受付納入通知書発行・送付 |

■　注意事項　■

※１）システム入力前にID登録（パスワード、メールアドレス、電話番号等入力）が必要です。

※２）必要書類に不備があった場合、補正を求めることがあります。

（大阪府より、システム上で差し戻し処理を行い、再度システム上で書類の差し替えを行っていただきます。）